## 「ご契約のしおり一約款」変更のお知らせ

2024年6月版



## 第一の **財形住宅貯蓄**

財形住宅貯蓄積立保険

「ご契約のしおり – 約款」に記載の「ご契約についての大切なことがら」について変更があります。ご一読のうえ、「ご契約のしおり – 約款」とともに保管ください。

◆2024 年 4 月 1 日付で「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、「財形住宅 貯蓄積立保険」の持家を取得する際の非課税要件が一部改正されました。

「ご契約についての大切なことがら」中の「11.生存給付金のお支払い」について、〈取得する住宅の主な要件〉が次のとおり変更となりますので、ご請求にあたってはご留意ください。

## ◆〈取得する住宅の主な要件〉の変更内容

項目	変更前要件	変更後要件(2024 年 4 月現在)
床面積	床面積が 50 ㎡以上であること。	床面積が50㎡以上であること。
	ただし、新築または建築後未使用の住宅で、 2023 年 12 月 31 日までに建築確認を受け たものは、床面積が 40 ㎡以上であること。	ただし、新築または建築後未使用の住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が40㎡以上であること。
	TO THE COURT	・2023 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたもの。 (※1)
		・2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの 間に建築確認を受け、認定長期優良住宅、認定低炭
		素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住 宅であること。 (※2)

- ※1 2022年4月1日以降に契約者(被保険者)が所有し居住するために取得する住宅に適用します。
- ※2 2024年4月1日以降に契約者(被保険者)が所有し居住するために取得する住宅に適用します。

今後、法令の改正により内容が変更になる可能性があります。